

令和6年度補正予算事業における REVICareer（レビキャリア）の変更点等について

1. 概要

令和6年度補正予算の成立を踏まえた「地域企業経営人材マッチング促進事業」における金融庁と経済産業省の連携については、令和6年12月23日に公表させて頂いたところ
です。今般、本事業の制度の変更点等について、2. 及び3. に記載のとおりお知らせし
ます。

2. 制度の変更点

変更点の概要は別添「制度の変更点」をご参照ください。

- ① 給付金上限額（転籍型のみ）の引き下げ
 - ・ 給付金上限額（転籍型のみ）を現行の500万円から450万円に引き下げます。
- ② 給付対象企業による給付対象登録者への説明事項のフォーマット化
 - ・ 採用過程で給付対象企業側が給付対象登録者（地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程第3条第7項に規定する雇用者等となった者をいう。以下同じ。）に説明する内容として、「経営理念」「経営戦略」「労働環境」「経営人材の活用ビジョン」「企業情報の発信」を求めることとします。
 - ・ 上記内容の解像度を上げるための伴走役として、人材仲介を行う地域金融機関等（地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程第3条第17項に規定する者をいう。以下同じ。）の役割を更に期待します。
 - ・ これにより給付対象企業と給付対象登録者の情報の非対称性を減少させ、当該企業が描く成長ビジョンに対する給付対象登録者の理解を促進し、採用された経営人材が当該企業に定着し企業成長に貢献する確度を高めます。
- ③ 給付対象登録者に対する地域金融機関等によるヒアリングの追加
 - ・ 人材仲介を行う地域金融機関等は、給付対象企業の説明内容に対する給付対象登録者の所感をヒアリングすることとします。
 - ・ ヒアリング結果は、地域金融機関等から株式会社地域経済活性化支援機構に定型のフォーマットで送付することとします。
 - ・ 採用した経営人材に係る給付金の申請を給付対象企業が行う際は、地域金融機関等がヒアリングを行った結果の提出がなされていることを要件とします。
 - ・ 以上のプロセスにより株式会社地域経済活性化支援機構に集約されたヒアリング結

果は、政府においてEBPM^{※1}による政策立案に今後活用いたします。

※1 EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）とは、証拠に基づく政策立案の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするをいいます。

以上②③は、転籍型の給付金申請のみに必要となる手続の変更であり、令和7年4月1日以降の給付金申請から適用予定^{※2}です。

なお、各フォーマットについては、2月中下旬頃目途でREVICareer 特設サイト (<https://revicareer.jp/>) でお知らせいたします。

※2 REVICareer による内定承諾日が令和7年3月31日以前のものとは適用対象外とします。採用プロセスが令和7年3月31日以前から進行中であっても、内定承諾日が令和7年4月1日以降のものとは適用対象とします。

3. 留意点（給付金の申請期限）

現行の令和5年度補正予算を財源とする給付金の申請受付期限は、令和7年2月14日です。当該期日を過ぎてからの申請については、給付金の上限額（転籍型）は450万円（従来は500万円）となります。なお、兼業・副業・出向については、これまで通り上限額は200万円となります。

【問い合わせ先】

金融庁監督局総務課人材マッチング推進室 Tel 03-3506-6000（内線 2206）

経済産業省経済産業政策局産業創造課 Tel 03-3501-1511（内線 2691）

別添

REVICareer 制度の変更点

<令和6年度補正予算>

		現行制度	新制度
給付金上限額		500万円(転籍)	450万円(転籍)
		200万円(兼業・副業・出向)	変更なし
給付対象企業			
	採用過程で求める説明事項		新規▶ 『採用過程における説明事項』(転籍)の給付対象登録者への説明必須化
地域金融機関等			
	給付対象登録者へのアクション		新規▶ 『給付対象登録者へのヒアリング』(転籍)
	給付金申請時追加書類		新規▶ 『ヒアリングシート』(転籍)

令和7年4月1日以降の給付申請から適用